

平成18年事業所・企業統計調査における産業分類格付の手順

事業所の産業分類格付については、「7 事業所の事業の種類・業態」欄の「(1) 主な事業の内容」欄、「(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目」欄及び「(3) 事業の業態」欄の記入内容に基づいて、総合的に判断して決定する。

以下、具体的な産業分類格付の事例である。

「(1) 主な事業の内容」欄の記入内容だけで格付する事例

→ 「(1) 主な事業の内容」欄の記入内容から「J 581 自動車小売業」に格付する。

7 事業所の事業の種類・業態 ・この事業所で行っている事業の内容について、別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください ・2種類以上の事業を行っている場合は、 主な事業 について記入してください ・ 主な事業 は、過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもので決めてください	(1) この事業所で行っている 主な事業の内容 を記入してください	市区町村記入欄 5 8 1 -	(2) (1)の主な事業の内容について 、その 生産品、取扱い商品 又は 営業種目 を、収入額又は販売額の多い順に記入してください	
	自動車の小売業		自動車	
	(3) 上記に記入した「主な事業の内容」が 製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事 の場合は、それぞれの事業の業態について、当てはまる番号を一つで囲んでください		イ 土木・建築工事を行っている場合 7 主に土木工事の施工額が80%以上 8 主に建築工事の施工額が80%以上 9 土木工事と建築工事の施工額がいずれも80%未満	
ア 物品の製造・加工・卸売・小売をしている場合		① 主に製造して出荷又は卸売 2 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工 3 主に同一企業・他の事業所で製造・加工した物品を卸売 4 主に他企業の事業所（下請先も含む）で製造・加工した物品を卸売 5 主に製造して小売 ⑥ 主に製造は行わず小売		

「(1) 主な事業の内容」欄だけでは決定できないため、「(2) 生産品 取扱い商品又は営業種目」欄の記入内容と合わせて格付する事例

→ 「(1) 主な事業の内容」欄の記入内容から「F 製造業」（大分類）は決定できるが、中分類以下が決定できないため、「(2) 生産品 取扱い商品又は営業種目」欄の記入内容を確認し、「F 282 電子計算機・同附属装置製造業」に格付する。

7 事業所の事業の種類・業態 ・この事業所で行っている事業の内容について、別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください ・2種類以上の事業を行っている場合は、 主な事業 について記入してください ・ 主な事業 は、過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもので決めてください	(1) この事業所で行っている 主な事業の内容 を記入してください	市区町村記入欄 2 8 2 -	(2) (1)の主な事業の内容について 、その 生産品、取扱い商品 又は 営業種目 を、収入額又は販売額の多い順に記入してください	
	電子機器の製造卸売業		パソコン DVDプレーヤー	
	(3) 上記に記入した「主な事業の内容」が 製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事 の場合は、それぞれの事業の業態について、当てはまる番号を一つで囲んでください		イ 土木・建築工事を行っている場合 7 主に土木工事の施工額が80%以上 8 主に建築工事の施工額が80%以上 9 土木工事と建築工事の施工額がいずれも80%未満	
ア 物品の製造・加工・卸売・小売をしている場合		① 主に製造して出荷又は卸売 2 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工 3 主に同一企業・他の事業所で製造・加工した物品を卸売 4 主に他企業の事業所（下請先も含む）で製造・加工した物品を卸売 5 主に製造して小売 6 主に製造は行わず小売		

「(1) 主な事業の内容」欄及び「(2) 生産品 取扱い商品又は営業種目」欄だけでは決定できないため、「(3) 事業の業態」欄の記入内容と合わせて格付する事例

→ 「(1) 主な事業の内容」欄及び「(2) 生産品 取扱い商品又は営業種目」欄の記入内容では、製造販売が「製造卸売」か「製造小売」か判断ができないため、「3 事業の業態」欄の記入内容を確認し、「1」であれば「F 143 建具製造業」、「5」であれば「J 591 家具・建具・畳小売業」に格付する。

7 事業所の事業の種類・業態 ・この事業所で行っている事業の内容について、別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください ・2種類以上の事業を行っている場合は、 主な事業 について記入してください ・ 主な事業 は、過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもので決めてください	(1) この事業所で行っている 主な事業の内容 を記入してください	市区町村記入欄 1 4 3 -	(2) (1)の主な事業の内容について 、その 生産品、取扱い商品 又は 営業種目 を、収入額又は販売額の多い順に記入してください	
	建具製造販売業		建具	
	(3) 上記に記入した「主な事業の内容」が 製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事 の場合は、それぞれの事業の業態について、当てはまる番号を一つで囲んでください		イ 土木・建築工事を行っている場合 7 主に土木工事の施工額が80%以上 8 主に建築工事の施工額が80%以上 9 土木工事と建築工事の施工額がいずれも80%未満	
ア 物品の製造・加工・卸売・小売をしている場合		① 主に製造して出荷又は卸売 2 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工 3 主に同一企業・他の事業所で製造・加工した物品を卸売 4 主に他企業の事業所（下請先も含む）で製造・加工した物品を卸売 5 主に製造して小売 6 主に製造は行わず小売		